

広島県告示第千百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年九月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所 在 地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県廿日市市大野地内		土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
青葉台A（八八）	急傾斜地の崩壊	青葉台A（八八）	急傾斜地の崩壊	青葉台A（八八）	急傾斜地の崩壊
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
				区域の表示及び法規 第九條第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十三年政令第八十四号）で定める事項	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。